

NPO 法人 Tea Family 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 Tea Family という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、『地域で子育て』を合言葉に子育て中の親子、それに関わるすべての人に対して交流の場、相談等子育て支援、ダンス等のパフォーマンスを通して多様なニーズへの対応、情報の提供を行うとともに地域や関係各所と連携して安心して子育てを行うことができるコミュニティやすべての人の心身の健康や交流活動の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子育てや子育て支援に関わる人が交流する場の立ち上げ・運営事業
- ② 子育てや子育て支援に関する講座・イベントの企画開催事業
- ③ 子育て支援に関する講座の講師派遣事業
- ④ 子どもから大人までが楽しめる、各種芸術関係のイベントの企画・制作・運営事業
- ⑤ 幼稚園・保育園・こども園から学校、高齢者、障がい者等福祉施設でのパフォーマンスやワークショップ開催、講師派遣事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人

(入会)

第7条

- 1 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することがで

きる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト

(法人情報入力欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 石崎里江子

副理事長 南里典子

同 高石純子

理事 鎌倉裕理

監事 栗原朱里

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0円 年会費 1,000円
 - (2) 賛助会員入会金 0円 年会費 1口 1,000円
 - (3) ボランティア会員入会金 0円 年会費 0円

役員名簿

NPO 法人 TeaFamily

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	いしざきりえこ 石崎里江子		無
理事	たかいしじゅんこ 高石純子		無
理事	なんりあけこ 南里典子		無
理事	かまくらゆり 鎌倉裕理		無
理事			
監事	くりはらあかり 栗原朱里		無

設立趣旨書

NPO 法人 TeaFamily

設立代表者 石崎里江子

1 趣旨

当団体は、2017年から堺市の補助事業である「みんなの子育て広場事業」担任意団体として運営を開始しました。しかし、コロナ禍を経て、子育て情報がSNS中心となり、子育て中の親子が実際の場面で人と関わる機会が減少したことを痛感しました。また安心して子どもと通える居場所も減少したことを痛感しました。さらに、進む少子化や物価高も重なり、子育ての在り方も変わってきたため、団体の理念である「たった一人に寄り添いたい」という踏み込んだ支援や、切れ目ない支援を継続していくには、資金面では任意団体のままでは厳しく、できる支援も制限があり、より強固な組織基盤が必要です。

そこで、社会的信用を高め、多様な財源を確保することで活動を安定させ、地域社会に対して責任ある運営を行うため、法人化を決意しました。

法人化後は、これまでの事業の継続はもちろんのこと、前述の通り、未就学児時期だけでなく、小学校、中学校へと続いていく子育てを切れ目なく支援できる団体を目指し、親子が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目指します。

2 申請に至るまでの経過

2017年10月	団体発足・みんなの子育て広場事業開始
2024年3月	会員間で法人化の意思確認
2025年3月	設立総会開催

初年度事業計画書

(成立の日から2027年3月31日まで)

NPO法人TeaFamily

I 事業の実施方針

本法人の初年度においては、これまで任意団体として運営してきた「野田★みんなの子育て広場 Tea Family」を中心事業として位置づけ、地域の子育て家庭が安心して集える場の安定的な運営に取り組む。あわせて、園や学校、福祉施設等におけるパフォーマンスやワークショップ開催については、初年度は試行的に実施し、今後の事業展開に向けた検討を行う。初年度は、法人としての運営体制の整備を進めながら、子育て広場事業の安定化と新規事業の可能性の検討を併せて行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子育てや子育て支援に関わる人が交流する場の立ち上げ・運営事業

【内 容】 野田★みんなの子育て広場TeaFamilyの運営

【実施場所】 東区南野田560-6

【実施日時】 月・火・水・金・土 10:00~15:00

【事業の対象者】 未就学児とその保護者・妊婦さん

【収 入】 5,000,000円(堺市補助金)

【支 出】 5,200,000円(野田★みんなの子育て広場TeaFamily運営費として、施設借上料1カ月72,000円×12ヶ月=864,000円、スタッフ謝礼・交通費(堺市の1日補助額14,400円で3~4名配置)×238日開設=3,427,200円、消耗品200,000円、講師代100,000円、ひろば保険・火災保険20,000円、通信費月額4000円×12ヶ月=48,000円、光熱水費月15,000円×12ヶ月=180,000円、設備修繕費100,000円、備品・消耗品費260,800円)

(2) 子育てや子育て支援に関する講座・イベントの企画開催事業

【内 容】 子育て中の親子と子育てに関わる人たちが交流できるイベント

【実施場所】 堺市内のホール・スペース

【実施日時】 10~12月頃

【事業の対象者】 未就学児とその保護者・妊婦さん

【収 入】 0円

【支 出】 100,000円(会場費10,000円×3回=30,000円・機材費10,000円×3回=30,000円・人件費 謝金10,000円×3人=30,000円 備品・消耗品費10,000円)

(3) 子育て支援に関する講座の講師派遣事業

【内容】 助産師・保育士・管理栄養士等、必要に応じて派遣

【実施場所】 依頼先

【実施時期】 随時受付

【収入】 0円

【支出】 講師交通費(2000円×5人×10回=100,000円)

(4) 子どもから大人までが楽しめる、各種芸術関係のイベントの企画・制作・運営事業

実施予定なし。

- (5) 幼稚園・保育園・こども園から学校、高齢者、障がい者等福祉施設での
パフォーマンスやワークショップ開催、講師派遣事業

【内容】 リトミック講師・歌唱指導講師・ダンス指導講師派遣

【実施場所】 依頼先

【実施時期】 随時受付

【収入】 0円

【支出】 講師交通費 (2000円×5人×10回=100,000円)

翌年度事業計画書

(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

NPO 法人 TeaFamily

I 事業の実施方針

初年度の実績をふまえ、中心事業「野田★みんなの子育て広場 Tea Family」の運営を通して、地域の子育て家庭が安心して集える場の安定的な運営に取り組む。引き続き、園や学校、福祉施設等におけるパフォーマンスやワークショップ開催については、積極的に実施し、今後の事業展開に向けた検討を行う。法人としての運営体制の整備を進めながら、子育て広場事業の安定化と新規事業の可能性の検討を引き続き行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子育てや子育て支援に関わる人が交流する場の立ち上げ・運営事業

【内 容】 野田★みんなの子育て広場 TeaFamily の運営

【実施場所】 東区南野田 560-6

【実施日時】 月・火・水・金・土 10:00~15:00

【事業の対象者】 未就学児とその保護者・妊婦さん

【収 入】 5,000,000 円 (堺市補助金)

【支 出】 5,200,000 円 (野田★みんなの子育て広場 TeaFamily 運営費として、施設借上料 1 カ月 72,000 円×12 ヶ月=864,000 円、スタッフ謝礼・交通費 (堺市の 1 日補助額 14,400 円で 3~4 名配置)×238 日開設=3,427,200 円、消耗品 200,000 円、講師代 100,000 円、ひろば保険・火災保険 20,000 円、通信費月額 4000 円×12 ヶ月=48,000 円、光熱水費月 15,000 円×12 ヶ月=180,000 円、設備修繕費 100,000 円、備品・消耗品費 260,800 円)

(2) 子育てや子育て支援に関する講座・イベントの企画開催事業

【内 容】 子育て中の親子と子育てに関わる人たちが交流できるイベント

【実施場所】 堺市内のホール・スペース

【実施日時】 10~12 月頃

【事業の対象者】 未就学児とその保護者・妊婦さん

【収 入】 0 円

【支 出】 100,000 円 (会場費 10,000 円×3 回=30,000 円・機材費 10,000 円×3 回=30,000 円・人件費 謝金 10,000 円×3 人=30,000 円 備品・消耗品費 10,000 円)

(3) 子育て支援に関する講座の講師派遣事業

【内容】 助産師・保育士・管理栄養士等、必要に応じて派遣

【実施場所】 依頼先

【実施時期】 随時受付

【収入】 0 円

【支出】 講師交通費 (2000 円×5 人×10 回=100,000 円)

(4) 子どもから大人までが楽しめる、各種芸術関係のイベントの企画・制作・運営事業

【内容】 子どもから大人までがダンス等の芸術の参加や発表、鑑賞できるイベントの開催

【実施場所】 大阪府内

【実施時期】 未定

【収入】 500,000 円 (補助金・助成金申請予定)

【支出】 500,000 円 (会場費 20,000 円×5 回=100,000 円・宣伝費 (通信運搬費) 10,000 円×10 か月=100,000 円・機材費 20,000 円×5 回=100,000 円・人件費 謝金 10,000 円×2 人×5 回=100,000 円)

(5) 幼稚園・保育園・こども園から学校、高齢者、障がい者等福祉施設での
パフォーマンスやワークショップ開催、講師派遣事業

【内容】 リトミック講師・歌唱指導講師・ダンス指導講師派遣

【実施場所】 依頼先

【実施時期】 随時受付

【収入】 0円

【支出】 講師交通費 (2000 円×5 人×10 回=100,000 円)

初年度活動予算書
 成立の日から2027年3月31日まで

NPO法人TeaFamily
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	16,000	
賛助会員受取会費	0	
		16,000
2. 受取寄附金	0	
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
堺市補助金	5,000,000	
		5,000,000
4. 事業収益		
みんなの子育て広場事業収益		0
5. その他収益		
受取利息		0
雑収益		0
経常収益計		5,016,000
II 経常費用		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	2,877,200	
法定福利費	450,000	
通勤交通費	100,000	
人件費計	3,427,200	
(2) その他経費		
諸謝金	130,000	
旅費交通費	200,000	
通信運搬費	48,000	
水道光熱費	180,000	
地代家賃	894,000	
保険料	20,000	
機材費	30,000	
修繕費	100,000	
備品・事務用品費	470,800	
その他経費計	2,072,800	
事業費計		5,500,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	100,000	
人件費計	100,000	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
その他経費計	10,000	
管理費計		110,000
IV 経常費用計		5,610,000
当期経常増減額		-594,000
経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		-594,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		-594,000

翌年度活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

NPO法人TeaFamily
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	16,000		
賛助会員受取会費	5,000	21,000	21,000
2. 受取寄附金	0		
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
3. 受取助成金等			
堺市補助金	5,000,000	5,000,000	
受取民間助成金(申請予定)	500,000	500,000	5,000,000
4. 事業収益			
みんなの子育て広場事業収益			500,000
5. その他収益			
受取利息		0	0
雑収益		0	0
経常収益計			5,521,000
II 経常費用			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	2,877,200		
法定福利費	450,000		
通勤交通費	100,000		
人件費計	3,427,200		
(2) その他経費			
諸謝金	330,000		
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	148,000		
水道光熱費	180,000		
地代家賃	994,000		
保険料	20,000		
機材費	130,000		
修繕費	100,000		
備品・事務用品費	470,800		
その他経費計	2,572,800		
事業費計		6,000,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	100,000		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
その他経費計	10,000		
管理費計		110,000	
IV 経常費用計			6,110,000
当期経常増減額			-589,000
経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-589,000
前期正味財産額			-594,000
次期繰越正味財産額			-1,183,000